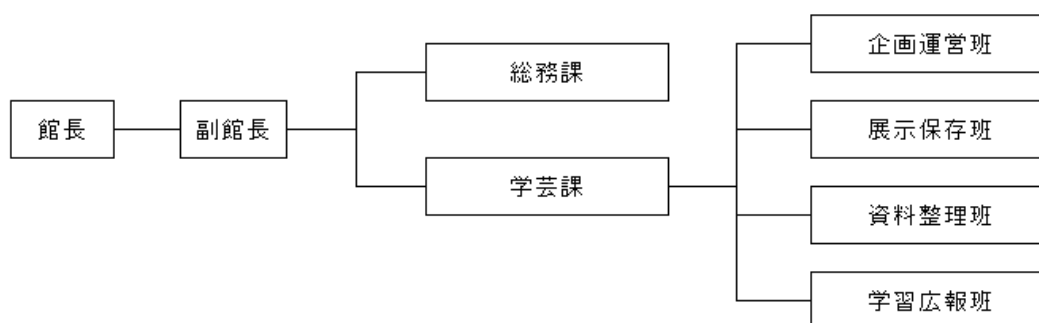


第4部 博物館

1 施設の概要

所在地	会津若松市城東町1 - 2 5
設置年月	昭和61年10月
設置目的	県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため
主な業務(展示内容)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史、考古、民俗、美術工芸、自然等に関する実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の資料を収集し、保管し、及び展示すること ・ 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと ・ 博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等を開催すること ・ 博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うこと
敷地面積	37,269.6 m ²
建物床面積	11,071.44 m ²
建設費	65 億円
職員数	非常勤館長 1名 正規職員 24名 臨時事務補助員 2名 非常勤嘱託員 26名 計 53名 平成18年5月1日現在
収蔵資料総数	計 100,845 点
開館時間等	開館時間 9:30～17:00(最終入館は16:30) 休館日 月曜日(祝祭日を除く) 祝祭日の翌日(土日を除く) 年末年始(12月28日～1月4日)

2 組織の概要



3 財務状況

以下に平成16年度～平成18年度の決算を示した。平成18年度で見ると歳出は本庁執行分人件費を含めると約4億6千4百万円、歳入は約2千万円であり、歳入から歳出を差し引いた額は約4億4千4百万円のマイナスとなっている。

決算状況

(単位 円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度
労働費		1,986,107	1,093,627	1,828,717
	共済費	238,555	131,251	188,443
	賃金	1,747,552	962,376	1,640,274
教育費		470,119,728	468,663,993	462,392,055
博物館執行分	報酬	53,335,954	53,476,475	50,956,243
	職員手当等	285,000	190,000	315,000
	共済費	7,225,911	7,366,099	7,019,640
	賃金	3,422,478	2,990,640	2,119,608
	報償費	2,893,650	3,573,512	3,464,700
	旅費	6,165,430	6,652,445	6,582,785
	交際費	46,250	20,750	0
	需用費	75,649,878	83,642,603	86,897,872
	役務費	11,360,041	11,610,715	12,302,159
	委託料	78,672,786	73,998,298	74,805,507
	使用料及び賃借料	4,232,100	4,290,506	1,491,641
	工事請負費	14,142,450	5,841,150	10,361,400
	備品購入費	1,244,000	1,637,800	1,244,900
	負担金、補助及び交付金	8,074,000	74,000	80,000
	公課費	59,800	22,000	46,600
	本庁執行分	給料	112,254,000	117,213,000
職員手当等(退職手当除く)		60,281,000	64,483,000	60,952,000
共済費		30,775,000	32,581,000	31,585,000
歳出計 (A)		472,105,835	469,757,620	464,220,772

使用料及び手数料	9,973,480	7,489,220	14,976,586
財産収入	3,701,250	2,275,200	4,410,600
諸収入	6,644,526	939,732	826,084
歳入計 (B)	20,319,256	10,704,152	20,213,270

差引 (B) - (A)	451,786,579	459,053,468	444,007,502
--------------	-------------	-------------	-------------

以下では平成18年度の行政コスト計算書を作成して運営コストを分析した。

行政コスト計算書 (単位 円)

行政コスト	人にかかるコスト	人件費	263,183,326
		退職給与引当繰入金	33,600,000
	物にかかるコスト	物件費	187,131,346
		工事請負費	10,361,400
		減価償却費	129,032,800
	移転支出的コスト		3,544,700
計		626,853,572	
収入項目	使用料・手数料等		20,213,270
	計		20,213,270
差引行政コスト			606,640,302
入館者1人当たり (入館者数 104,686人)			5,795
県民1人当たり (県の人口 2,081,243人)			291

退職給与引当繰入金については、県財政グループで計算した県全体の額を基に、職員1人当たりの額を約140万円として試算。

減価償却費については、施設総工費を耐用年数(50年として)で均等分割して算出。

4 利用状況

県立博物館の具体的な業務等を以下に示した(博物館年報から抜粋)。

県立博物館の使命

福島県立博物館は、昭和61年に県立の博物館として開館し、平成18年に開館20周年を迎えました。博物館は、これまでの県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、さまざまな活動をしてきました。

近年、社会情勢の変化による、博物館の存在意義の見直しと博物館ニーズへの積極的対応が要請されております。このため、今回、新しい時代の博物館として目指すべき目標を「使命」としてとりまとめました。

については、社会に対する責務を明確にするとともに、博物館に対してみなさんのご理解を深めていただくため、その内容を公表いたします。

目標

福島県は、関東・北陸・東北地方の接するところに位置し、美しく豊かな風土のもと、時代を通して文化交流の地として発展し、特徴のある歴史・文化を形成してきました。また、広大な面積をもつ本県は、中通り・浜通り・会津地域に分かれ、それぞれ異なった風土と生活文化をもっています。

福島県立博物館は、こうしたユニークで多様な歴史・文化が生み出した遺産とその背景にある自然に関する資料を収集・保存し、大切に未来へ引き継ぐとともに、研究を通して、資料のもつ価値を明らかにします。そして、収集した資料や研究の成果を世界に向けて発信するため、さまざまな形で公開します。

また、人々が地域の課題を調査・研究することを支援し、地域文化の新しい価値を創造することに寄与するとともに、みなさんが博物館を利用しやすいように、人と人との交流を大切にする楽しい環境を整えます。

これらを基本に、次のような博物館を目指します。

1. ふくしま発見博物館
2. 出会いふれあい博物館
3. あなたも主演博物館

活動の指針

目標を達成するため、次のような機能を充実させます。

【専門機能】

1. 地域の文化遺産の収集と継承
2. 最新の研究による新たな資料価値の発見
3. 来るたびに発見がある展示とニーズに応じた学習支援

【交流機能】

4. 楽しくて出会いのある空間の創出
5. 博物館事業への住民参加
6. 博物館情報の発信と公開
7. 地球ネットワークの拠点
8. 新しい観光ニーズへの対応

【運営機能】

9. 使命の明示と事業の点検
10. 人材の育成と機能的な組織

次ページの表で示されているように、年間の入館者数が県の人口の約5%（平成18年度実績）であることは、県民のための博物館ということからすれば決して高

い数字であるとは言えない。また、施設の運営コストにおいて「3 財務状況」で示した多額の県費を投入していることを考慮すれば、更なる観覧者の増加が望まれる。

なお、平成16年度については、企画展「アートオブ スター・ウォーズ展」の影響で観覧者が平成17年度、18年度に比較して多くなっている。

		入館者数 (単位 人、%)		
区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
有料	常設展	25,451	18,923	21,780
	企画展	75,487	4,984	21,901
	計	100,938	23,907	43,681
無料	常設展	54,947	56,214	57,366
	企画展	3,226	1,834	3,639
	計	58,173	58,048	61,005
合計	常設展	80,398	75,137	79,146
	企画展	78,713	6,818	25,540
	計 (県人口に占める割合)	159,111 7.6	81,955 3.9	104,686 5.0
県の人口		2,105,267	2,096,406	2,081,243

県の人口は福島県のホームページ「ふくしま統計情報BOX」の「福島県の推計人口(福島県現住人口調査月報)」による。

企画展	平成16年度	アートオブ スター・ウォーズ展	64,436人	他
	平成17年度	婚礼	3,778人	他
	平成18年度	徳川将軍家と会津松平家	19,483人	他

【意見】

私は、「第2部 図書館」で述べたとおり、教育とは、教養育てて育成する義務的な面と、学問の自由を尊重するという自主的な面があり、どちらか一方のみでは教育・文化レベルの向上は難しいと考えているが、これまでの博物館の運営においては、館側からの働き掛けつまり義務的な面が弱かったと考える。例えば、県が推進している「ふくしま教育旅行サポートプログラム」の冊子及びホームページにおいては、博物館で開催している各種体験講座等が掲載されていない。会津の地は、県内及び県外からの修学旅行も期待できることから、このような姿勢は積極性が足りないと考える。

今後は新規利用者を増やすため、自らの力で観覧者を増やそうとする積極性が必

要である。

以下に具体的な方策について2つの面に分けて提案したい。

(博物館に興味を持ってもらう、新規に利用してもらう仕組みづくり)

各学校と連携して、授業の一環として県立博物館を利用してもらう。

現役及び退職教員(主に歴史)や地域の歴史に興味のある人を博物館ボランティアとして募集し、博物館の案内人として博物館運営に協力してもらう。

学芸員を学校や公民館等へ派遣する事業をより積極的に実施する。

学芸員や博物館ボランティアが、所蔵する展示品について感想を書いて地元紙等に投稿する。県立博物館のホームページにも同内容を掲載し、県民から意見、感想をもらう。

展示品の選定において、県民の意見を反映させる。具体的な方法としては、ホームページの活用、意見箱を設置する。

(利用しやすい環境づくり)

企画展について開館時間を延長させる。

隣接している鶴ヶ城とタイアップした展示品を置き、鶴ヶ城と博物館を一緒に回るツアーを開催する。ツアーの引率は学芸員、博物館ボランティアが担当する。また、鶴ヶ城と博物館の双方を観覧する場合は、観覧料を割り引くといった制度を作る。

5 財務事務

(1) 展示品等の管理

財務規則に基づき、展示品のうち取得金額が100万円以上のものは重要物品として「物品(重要)登録一覧表」で管理され、当該展示品には品名記号を記した標識が貼付されている。

しかし、実際の展示品管理においては「ミュージアムキーパー」と呼ばれるコンピュータシステムが用いられ、先の品名記号とは別の番号で管理されていた。

管理するに当たって、支障がなければ問題ないが、私が「物品(重要)登録一覧表」に掲載されている展示物を実際に確認しようとしたところ、担当職員が当該展示物を特定するのに数十分を要した。

【意見】

1つの展示物に対して、2種類の記号を与えて管理することは、煩雑であり非効率である。特に高額な物については、対応表(任意様式)を作成しているようであるが、そのような労力を費やすのであれば、そもそも記号を統一して管理すべきと考える。

(2) 不用物品

財務規則によると、不用の決定について

(不用の決定等)

第151条 物品管理権者は、供用若しくは処分の必要がない物品のうちに管理換え若しくは分類換えによるも適切な処理することができないと認められる物品があるとき、又は供用若しくは処分をすることができないと認められる物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。

と規定され、老朽化して使用不能、貸付不能となったものについては、不用の決定つまり処分することができるかとされているが、博物館の備品を確認（サンプル調査）したところ、以下のものが使用できない状態にもかかわらず、物品管理簿に掲載されていた。

備品番号	規格等	取得年	取得価額	備考
S61-1	リコーオートプリンター1600	昭和61年	950,000円	オフセット印刷

【指摘】

使用不可及び売払い不可の物品については、安全面及びコスト面から、早急に不用の決定を行い、処分すべきである。

(3) 物品管理簿

以下の物品については、取得金額が100万円以上であり、本来は「物品（重要）登録一覧表」に掲載されるべきであるが、取得金額が100万円未満の物品を対象とする「物品管理簿」にも重複して掲載されていた。

品名	型番	取得価額
眼底カメラ	キャノン無散瞳 CR3-45NM	2,200,000円

【指摘】

早期に是正する必要がある。